

地域経済の視点

地方分権の推進で地域はどう変わるか

明治以来の大改革ともいわれる地方分権一括法が7月に成立し、来年4月から施行されることとなった。戦後の日本国憲法で地方自治（第8章）が定められて以来、地方分権が何度か叫ばれてきたが、高度成長期以後の国と地方の関係は、戦前からの中央集権体制に実質的变化はなかった。しかし、90年代になって、グローバル化や情報化の進展に適した行政のリストラが求められ、また、環境問題の広がりや高齢化の進展等で地域ごとのきめこまかな政策が必要となるなかで、今回地方分権一括法の成立に至った。

同一括法は、地方分権推進委員会（95年の地方分権推進法に基づき設置）の5次にわたる勧告が基礎になっているが、同法の内容を要約すると表1のようになる。国は外交や防衛など国に固有の事務や全国的に統一した施策が必要な事務を中心にを行い、地域に関係の深い事務は極力地方公共団体が行うなど国と地方公共団体の役割分担を明確化したうえで、機関委任事務や地方事務官制度を廃止して、国と都道府県、市町村の関係を従来の上下関係的なものから、対等・協力の関係に移行すべきものとした。また、国から都道府県へ、都道府県から市町村へ権限委譲を進めるなかで市町村合併を推進して

いくものとしている。

具体的にどこがどう変わるのかについて、たとえば地域に関係の深い都市計画をみると、都市計画区域の指定や市街化区域と市街化調整区域の線引きは、従来機関委任事務として都道府県知事が行い国の認可が必要だったものが、今回都道府県の自治事務となり国の認可は廃止された。都道府県は国との事前協議や国の同意を義務づけられているが、国の関与は必要な範囲にとどめるとの考え方が明確にされており、従来に比べて地方公共団体の果たす役割が大きくなる。

今回の一括法では、税や財源の移譲は今後の検討課題とされたが、中央集権の体質から地方分権に向けて大きな一步を踏み出したことは事実である。こうした制度的変化を実のあるものにしていくには、都道府県や市町村など地方公共団体の責任ある行動と、それを支え監視していく地域住民の意識改革が必要である。産業廃棄物処理や高齢者介護など地方自治体が解決していかなければならない課題は多く、こうした事業に取組み、問題を解決していくなかで、地方分権の成果が問われてくることとなる。

（鈴木 博）

表1 地方分権一括法の主な内容

国と地方公共団体の役割分担の明確化	国は外交や防衛など国の存立にかかわる事務や全国的に統一した展開が必要な事務を中心にを行い、地域に関連の深い事務は極力地方公共団体が行う。広域的な地方公共団体としての都道府県と基礎的な地方公共団体としての市町村の役割分担も明確化
機関委任事務の廃止	都道府県知事や市町村長を国の機関として国の事務を処理させる仕組みである機関委任事務を廃止し、地方公共団体の本来業務である自治事務と法定受託事務に再構成
地方事務官制度の廃止と必置規制の廃止ないしは緩和	機関委任事務廃止にともない社会保険や職業安定業務にかかわる地方事務官制度を廃止。保健所や福祉事務所など国が地方公共団体にその設置を義務づける規制（必置規制）も廃止あるいは緩和
権限委譲の推進	国から都道府県へ、都道府県から市町村への権限委譲を進める。人口20万人以上都市に権限をまとめて委譲する特例市制度を設ける
国や都道府県の地方公共団体への関与をルール化	関与は法律や法令に基づくこと（法定主義）とし、紛争が生じた場合の第三者機関（国地方係争処理委員会）による処理の仕組みを構築するなど、公平・透明のルールを確立
市町村合併推進等	市町村合併の推進や地方議会の活性化などを進める

資料 地方分権一括法をもとに作成